



ひとり親家庭等医療費の助成制度

保健医療課 ☎ 42-5619



有効期限が7月31日までなので、8月以降の資格認定は更新手続きを行ってください。

■医療機関等の一部負担金
通院500円/日（医療機関ごとに月4日まで）
入院500円/日（医療機関ごとに月14日まで）

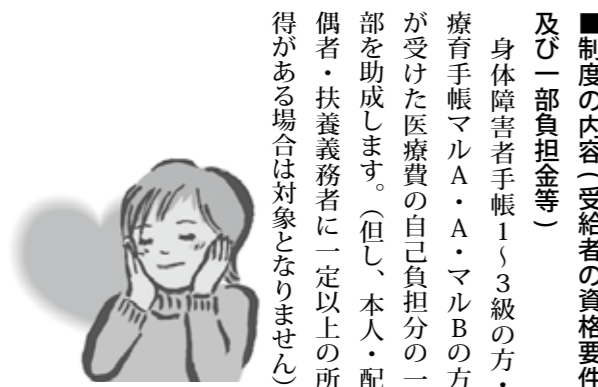
■制度の内容（受給者の資格要件及び一部負担金等）
ひとり親家庭等の方（18歳到達年度末までの子どもがいるひとり親家庭等の方が対象）が受けた医療費の自己負担分の一部を助成します。（但し、生計同一者全員が所得税非課税者であることや、事実婚ではない等の受給条件があります）

■届出に必要なもの
・健康保険証（本人ならびに子様の名前が入ったもの）
・認め印
・児童扶養手当の証書または遺族年金証書（いずれも受給しておられる方のみ）
※平成28年1月1日に安芸高田市以外に住民票があった方は、住民票があった市区町村役場で平成28年度課税台帳記載事項証明書（控除額の省略がないもの）の交付を受けた後、届出時に提出をお願いします。

■ひとり親家庭等医療費受給者証更新申請
ひとり親家庭等医療費資格認定について、受給者証の有効期限が毎年7月31日であり、8月以降の資格認定については、更新の手続きが必要となります。該当すると思われる方は、市役所（保健医療課又は各支所窓口係）へ届出に必要なものをご持参のうえ、申請手続きにお越しください。
※該当すると思われる一部の方については、6月下旬に申請手続きの案内を送付しています。

重度心身障害者医療費助成制度

保健医療課 ☎ 42-5619



■制度の内容（受給者の資格要件及び一部負担金等）
身体障害者手帳1〜3級の方。療育手帳マルA・A・マルBの方が受けた医療費の自己負担分の一部を助成します。（但し、本人・配偶者・扶養義務者に一定以上の所得がある場合は対象となりません）

■医療機関等の窓口での一部負担金
・通院200円/日（医療機関ごとに月4日まで）
・入院200円/日（医療機関ごとに月14日まで）
※現在重度心身障害者医療費資格認定を受けておられる方の受給者証の有効期限は7月31日です。8月以降の資格認定は自動更新となっており、該当の方へは7月中旬に受給者証を送付します。

ひとり親家族のための 学習支援事業受講者募集中

子育て支援課 ☎ 47-1283

○対象者
母子家庭及び父子家庭の小学4年〜6年生と中学生
○定員
小中学生あわせて15名の登録制
○講師
大学生等
○科目
国・数・英・宿題
○費用
無料
○応募締切
7月15日
○申込先
（一財）広島県ひとり親家庭等福祉連合会
☎ 082-543-6889
<http://www.hiroshinkenboren.jp/>

○開催日

7月26日	7月28日	8月2日
8月4日	8月9日	8月17日
8月23日	8月25日	9月18日
10月9日	11月19日	12月27日
12月28日	2月19日	3月12日

時間：9:30〜11:30
場所：文化センター視聴覚室



↑申請書見本



国民年金の保険料免除の手続きはお早めに

三次年金事務所 ☎ 0824-62-3107 保健医療課 ☎ 42-5619



保険料納付猶予制度とは？

20歳から50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、ご本人から申請書を提出いただき、申請後に承認されると保険料の納付が猶予されます。

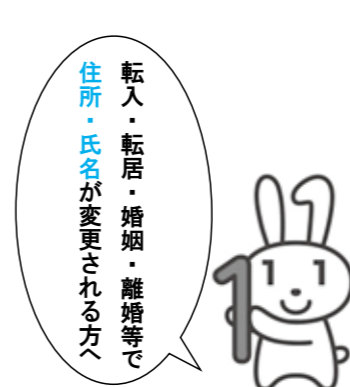
失業した場合も申請することにより、保険料の納付が免除となったり、保険料の納付が猶予となる場合があります。
申請書を提出される際は、必要書類がありますので三次年金事務所又は市役所保健医療課にお尋ねください。

■失業等による保険料免除・納付猶予の申請
失業した場合も申請することにより、保険料の納付が免除となったり、保険料の納付が猶予となる場合があります。
申請書を提出される際は、必要書類がありますので三次年金事務所又は市役所保健医療課にお尋ねください。

- 保険料免除・納付猶予の所得の基準
※前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること。
- ①全額免除
(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円
 - ②4分の3免除
78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
 - ③半額免除
118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額
 - ④4分の1免除
158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
 - ⑤納付猶予制度
(20歳〜50歳未満の方)
(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円

住所・氏名を変更される際にはマイナンバーカード、通知カードをお持ちください

総合窓口課 ☎ 42-5616



転入・転居・婚姻・離婚等で住所・氏名が変更される方へ

転入・転居で住所を変更される際や、婚姻・離婚等で氏名を変更される際には、マイナンバーの通知カードもしくは、マイナンバーカードをお持ちください。

（通知カードが届いていない方は、その旨を窓口でお伝えください。）
カード券面に新住所や新氏名を記載する必要があります。
※通知カードは、追記記載欄に新住所等の記載を行いますので、ラミネート加工等はせず、そのままお持ちください。
※マイナンバーカードは、窓口で暗証番号の入力が必要となります。暗証番号をご確認の上、お越しください。

「低所得の高齢者向け給付金」の申請はお済みですか

基準日（平成27年1月1日）において、市の住民基本台帳に記録されており、平成27年度分市民税（均等割）が課税されていない方（ただし、ご自身を扶養している方が課税される場合や生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外となります）を対象に、低所得の高齢者向け給付金を給付します。
申請書は、給付対象者に、4月28日に発送しています。申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して、返信用封筒にて返送してください。

【お問い合わせ先】
社会福祉課臨時福祉給付金専用
☎ 42-5626
お太助フォン ☎ 42-5615
※申請の受付期限は8月2日までです。受付期間を過ぎると給付することができません。必ず期限内に申請を済ませてください。